

2. 10 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例によるその他の規制

(1) 焼却行為の制限（条例第126条）

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、法令の基準に適合している施設以外での焼却行為は禁止としている。

焼却禁止の例外

①排出ガス中のダイオキシン類の量が別表1の量以下である性能を有するもの

として知事（23区は区長、多摩市は市長）が認めた小型焼却炉による焼却行為

②市町村が、一般廃棄物の収集を行っていない地域での小型焼却炉による焼却行為

③お祭り、どんど焼き、お炊き上げ等伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為

④キャンプファイア、焼き芋、陶器づくり等学校教育及び社会活動上必要とする焼却行為

⑤その他、知事（23区は区長、市長が存する地域は市長）がやむを得ないと

認める焼却行為

例：

- ・災害時の応急対策
- ・林業、農業を営むためにやむを得ないもの
- ・消火訓練や、消防活動上必要な研究のために行うもの
- ・落ち葉等の一過性の軽微な焚き火

別表1

区 分	ダイオキシン類の量 (単位:ng-TEQ/m ³ N)	ばいじんの量 (単位:g/m ³ N)
平成13年3月31日までに設置されたもの	10 (平成14年11月30日までは80)	0.25
平成13年4月1日以降に設置されたもの	5	0.15

・ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラムを表す単位

・TEQとは、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い異性体の毒性に換算した値であることを示す

・m³N（立方メートルノルマル）とは、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

MOKI

火災予防に

ダイオキシンクリア焚き火どんどん



燃やし方

重なった紙は丸めて巻紙ヤグラに立てる

用途 ゴミ焼却 木片と一緒に燃やすと紙おむつが焼却出来ます 草木灰は消雪剤に

燃料 枯木 枯草 紙くず 秘密文書

※プラスチックゴミを燃やすと黒煙とダイオキシンが発生し易いので絶対に燃さないで下さい

特長 ① 800℃の高温燃焼 燃残りゼロの白い灰
② 巻紙ヤグラで重なった紙もOK
③ コンパクトで軽量 女性でも移動容易
④ 350φの大きな投入口
⑤ ステンレス製で寿命5年

ダイオキシン測定

測定項目	排ガス		焼却灰
	広告燃焼時 ng-TEQ/m ³	枝及び枯葉燃焼時 ng-TEQ/m ³	広告燃焼時 ng-TEQ/g-dry
0.5m ³ 基準値	5	5	3
0.12m ³ 測定結果	0.045 1 111	0.0023 1 2174	0.003 1 1000

仕様

型 式	M 6 0 F z
容 量	6 0 ℓ
火 床 面 積	0.12 m ²
寸 法	42 × 78 c m
重 量	8 k g
材 質	本体・蓋:ステン 巻紙ヤグラ・ロストル:鉄
税 別 価 格	¥ 3 9,000

仕様・デザイン等、予告なく変更することがあります

子供達の未来の為に脱化石燃料を

株式会社 モキ製作所

長野県千曲市内川96-18号 沿

☎ 026-275-2116 ☎ 026-275-2169

ストーブ工場 千曲市上徳間

毎月才2土曜日 実演会

201903

MOKI

煙公害対策と火災予防に
焚き火どんどん

ありがとう
30周年!!
お隣様で 焚き火どんどん
シリーズ累計販売
50万台突破!!



ドラム缶サイズ

排ガス中ダイオキシン 基準値 5ng
規制対象 0.44ng 参考測定値 0.32ng $\frac{1}{15.6}$
組立式 組立には13m/mスパナが必要です

用途 ゴミ焼却 重なった紙 枯枝 **野焼き規制対策**

燃料 枯枝 枯草 紙 秘密文書
※ プラスチックゴミを燃やすと黒煙とダイオキシンが発生し易いので絶対に燃やさないで下さい
景気良く燃やします

- 特長**
- ① 900℃の高温燃焼 白い灰で灰出し月1回
 - ② クロス段差ロストルを発明
 - ③ 軽トラで移動が便利
 - ④ かさ物が楽に投入で抜群の使い良さ
 - ⑤ 焚き火の火災予防に絶対お勧め
 - ⑥ 底がないので灰処理簡単
 - ⑦ ステンレス製 寿命5年



炎が上がる事があります

仕様	型 式	MP200		MP350	
		容 量	200ℓ	容 量	350ℓ
火 床 面 積	寸 法	火 床 面 積	0.25 m ²	火 床 面 積	0.44 m ²
		寸 法	59×95 cm	寸 法	78×85 cm
重 量	材 質	重 量	20kg	重 量	35kg
税 別 価 格		本 体・蓋：ス テ ン		ロ ス ト ル：鉄	
		¥65,000		¥120,000	

仕様・デザイン等、予告なく変更することがあります

子供達の未来の為に脱化石燃料を
株式会社モキ製作所
長野県千曲市内川9618号 沿
☎ 026 275 2116 ☎ 026 275 2169
<https://moki-ss.co.jp>
ストーブ工場 千曲市上徳間807-1
201903

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

最終改正:平成二〇年一〇月一六日政令第三一六号

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項、第六条第一項 及び第三項、第八条第一項、第十二条第二項、第十五条第一項、第二十一条第一項 並びに第二十二条 の規定に基づき、清掃法施行令（昭和二十九年政令第百八十三号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第六章 雑則

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号 の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの